

占 用 許 可 条 件

(占有権)

- 1 占有権を他人に貸与することはできない。

(工事前)

- 2 占有に関する工事に着手しようとするときは、所轄警察署長から道路使用許可を得なければならない。

(維持管理)

- 3 占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造上若しくは交通上又は公益上支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(許可の取り消し)

- 4 占有期間中であっても、公益を害し、若しくはそのおそれのあるとき又は道路管理者において必要があると認めるときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消す。

なお、道路に関する工事のためやむを得ない必要を生じた場合は、占有者の負担において直ちに移転し、又は撤去すること。

(原状復旧)

- 5 占有期間終了後は、直ちに原状に復旧すること。

(他の占有者との調整)

- 6 占有工事に入る前に、他の占有物件に支障を及ぼさないために、他の占有者と事前に協議等を行う等、必要な措置を行うこと。

(占有の標識)

- 7 占有場所には許可年月日、番号、面積、期間並びに占有者住所及び氏名を記した標識を掲げること。ただし、地下埋設物等、占有物件の性質上掲出できないものについては、この限りでない。

(許可に基づく権利の承継)

- 8 相続、合併、その他の一般承継によってこの占有の許可に基づく権利を承継した者は、その承継の日から30日以内に権利承継届を道路管理者に提出しなければならない。

(住所、氏名等の変更)

- 9 占有者は、住所、氏名もしくは名称を変更した場合には、その変更の日から30日以内に住所等変更届を道路管理者に提出しなければならない。

(占有の廃止)

- 10 占有者は、占有許可を受けた期間満了日前に占有を廃止しようとするときは、あらかじめ道路占有廃止届を道路管理者に提出しなければならない。この場合、届出日又は廃止日が4月2日以降のときは、当該年度の占有料は全部納めなければならない。

例	届出日	廃止日	占有料
	A年4月3日	A年3月31日	A年度の占有料は全部納付を要す
	A年4月1日	A年4月2日	〃
	A年3月31日	A年4月1日	A年度の占有料は納付不要

(占有期間の更新)

- 11 占有者は、占有の期間が満了した場合において、これを更新しようとするときにはあらかじめ道路占有許可申請書(更新)を道路管理者に提出しなければならない。

(占用料の納入)

12 占有者は、岡山市道路占用料徴収条例で定める占用料を納入しなければならない。

この場合、占有期間が1年を越えるときは申請した年度は月割りで、次の年度以降は1年分を各年、指定の期日までに納めなければならない。

(工事の実施)

13 占有に関する工事の実施方法は下記の各号によらなければならない。

- (1) 町内会、地元住民に通知し、替道等を確保して、通行の妨げとならないよう施行し、工事期間中周辺道路を汚さないこと。
- (2) 掘削工事に着手する場合は、必要箇所の試験堀(手堀)を行い、他の占有物件を確認した後、工事に着手すること。
- (3) 道路の掘削は、みぞ堀り又はつぼ堀りの方法によるものとし、えぐり堀りの方法によらないこと。また、他の埋設物に影響が起きないように注意して掘ること。
- (4) 掘削は最小限の範囲とし、当日中に埋め戻しを完了すること。
- (5) 路面の排水を妨げないよう必要な措置を講じること。
- (6) 舗装部分の掘削は切断機を使用して、丁寧に切り取ること。
- (7) 工事現場には柵を設け、夜間は赤色灯をつけ、その他道路交通の危険防止のため必要な措置を講じること。
- (8) 工事材料、機械器具、土砂等を道路上に放置しないこと。
- (9) 未舗装道路掘削の場合の埋め戻しは、厚さ30cmごとに、ランマー又はその他の締め固め機械で各層を十分締め固め、路面は砕石仕上厚15cmに適当な厚さの真砂土を撒付し、十分締め固め、仕上げる。なお、埋め戻しは、砂、クラッシャーラン、改良土(CBR値10以上)又は良質の土砂等で入れ替えること。
- (10) 舗装道路掘削の場合の下層路盤は、クラッシャーランで埋め戻しを行い、上層路盤は、粒度調整砕石仕上厚15cmとし、それぞれ十分締め固めて仕上げる。なお、路床の埋め戻しは、砂、クラッシャーラン、改良土(CBR値10以上)又は良質の土砂等で入れ替えること。また、表層は路盤工完了後速やかに原状に復旧すること。(改良材の使用も可とする。)
- (11) 占有工事に着手するときは着手届を、また、工事が完了したときは完了届を提出すること。なお、工事完了届には各工程の写真を必要に応じて添付すること。
- (12) 道路掘削の場合は、路面復旧工事完了後も、掘削の影響がなくなるまでの間、占有者において随時巡視点検し、路面の沈下・損傷は直ちに補修して、円滑かつ安全な交通を確保すること。
- (13) この占有工事のため又はこの占有に起因して道路の構造物及び第三者に損害を与えた場合は、占有者の負担において原状復旧及び損害の賠償を完全に行うこと。

(その他)

14 占有につき本市係員から指示があった場合は、その指示に従うこと。